

SimTread 使用許諾条件

SimTread 使用許諾条件は、「SimTread」(以下、本ソフトウェア)について、その使用者（以下、本ソフトウェア使用者）とVectorworks, Inc.の間で締結される、本ソフトウェアの非独占的使用権を定めたライセンス契約書（以下、本契約書）です。

本ソフトウェアをご使用になる前に以下の内容を必ずお読みください。

第1条 使用許諾の条件

1. 本ソフトウェア使用者が本ソフトウェアの一部、もしくは全部をインストール、コピー、ダウンロード、アクセス、あるいはその他の方法で使用することにより、本ソフトウェア使用者は本ソフトウェアに関し本契約書を読み、それを理解したことを認め、その条件によって拘束されることに同意したものとみなされます。Vectorworks, Inc.のソフトウェア販売元、販売店、リース会社またはこれらの従業員は以下に記載の内容に関し、いかなる修正拡大または追加をなすことを授権されていません。
2. 本ソフトウェア使用者が、本契約書の内容に違反した場合、もしくは、違法な方法で本ソフトウェアが使用された場合、本ソフトウェア並びにこれに附属する操作マニュアルおよび学習用教材等（以下、ドキュメンテーション）の使用中止並びに使用許諾の解除を求めることがあります。当該解除が行われた場合には、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのオリジナルと全てのコピーを破棄し、これらの使用を中止していただくものとします。
3. 本ソフトウェアは、以下のいずれかの条件を満たしている場合ご使用いただけます。
 1. サブスクリプションライセンスのVectorworksソフトウェア上で使用。
 2. Vectorworks Service Select契約に含まれるライセンスのVectorworksソフトウェア上で使用。
 3. 教育支援ライセンス（学生・教職員向けライセンス、教育機関向けライセンス）のVectorworksソフトウェア上の使用。
 4. 評価版・NFR版ライセンスのVectorworksソフトウェア上の使用。

第2条 本ソフトウェア管理者の責任

1. 本ソフトウェア使用者が法人に所属している場合、当該法人の代表者（以下、本ソフトウェア管理者）は、本ソフトウェア管理者の責任において、本ソフトウェア使用者の利用を認証・管理するものとします。本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアを善良なる管理者の注意義務をもって利用し、本ソフトウェア使用者に利用させるものとし、本ソフトウェア管理者または本ソフトウェア使用者が本契約書に違反したことによりVectorworks, Inc.およびVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元が損害を被った場合、本ソフトウェア管理者が責任を負うものとします。

第3条 本ソフトウェアに対する権利

1. 本ソフトウェアは、Vectorworks, Inc.、早稲田大学および株式会社竹中工務店およびそのサプライヤとライセンサー（以下、Vectorworks, Inc.のソフトウェア供給元）が一切の権利を有する貴重な財産です。本ソフトウェア使用者は、本契約書に基づいた本ソフトウェアに対する使用許諾権のみを取得していま

す。本ソフトウェア使用者は、本ソフトウェアに対するいかなる権利、権限あるいは本ソフトウェアに関するいかなる専有権も取得するものではありません。本ソフトウェア使用者はこれらの権利を侵害してはならず、Vectorworks, Inc.、およびVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元の権利を保護する適切な措置を講じなければなりません。

第4条 複製・頒布の禁止

1. Vectorworks, Inc.の書面による同意がない限り、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの複製、頒布並びに第三者に対し複製の許可を与えることは有償無償を問わず禁止されています。
2. 複製には本ソフトウェア等が入ったCD-ROMやDVD-ROM等を他の媒体へコピーすることやドキュメンテーション等を他の言語や書式に翻訳、書換えすることが含まれます。
3. 別途契約で認められた項目を除き、本ソフトウェアとドキュメンテーションに関するいかなる知的所有権の権利も本ソフトウェア使用者は与えられません。
4. 本ソフトウェアを第三者に賃貸、貸与、リース、配布、転載、移転することはできません。また、本ソフトウェアを日本国外に出荷、移転、輸出、再輸出することもできません。
5. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者が本条第1項から第4項に違反したことによりVectorworks, Inc.およびVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元に損害が発生した場合、本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は一切の責任を負うものとします。
6. 本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は、本ソフトウェアのバックアップ目的に限り、Vectorworks, Inc.の同意なしにコピーを一部作成することができます。当該バックアップ用コピーは、災害の後に本ソフトウェアのコピーを一部復元するために必要とされる場合を除いて、インストールまたは使用されることを条件とします。なお、本ソフトウェアのパッケージおよびドキュメンテーションに記載されている「指定された媒体に本ソフトウェア等をインストールすること」、あるいは「PDFファイルなどの形式で提供しているドキュメンテーションをそのままの状態で紙に印刷すること」はソフトウェアの正常な使用に含まれ、ここでいう複製にはあたりません。

第5条 改変の禁止

1. Vectorworks, Inc.は、本ソフトウェアの一部または全部を修正、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることを禁止します。

第6条 名義変更の否認

1. Vectorworks, Inc.は、本ソフトウェア使用者の名義変更は認めておりません。ただし、やむを得ない事由に対し、証明する書類が提出され、かつVectorworks, Inc.が書面にて認めたものについてはこの限りではありません。その場合、名義変更に伴う手数料が別途必要になります。

第7条 保証と責任の範囲

1. Vectorworks, Inc.またはVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアに関し、明示または黙示の品質、性能、製品価値またはいかなる特定の使用目的に対する適合性について、いかなる保証もい

たしません。

2. Vectorworks, Inc.またはVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元は、故意または重過失による場合を除き、本ソフトウェア、または附属のドキュメンテーションの欠陥の結果発生する直接、間接、特別または必然的な損害について仮に当該損害が発生する可能性があると告知されていた場合でも何らの責任を負いません。
3. Vectorworks, Inc.またはVectorworks, Inc.のソフトウェア供給元は、本ソフトウェアまたはデータの回復に要する費用また再製に要する費用を含めて一切の責任を負いません。本ソフトウェアは現在あるがままの状態で販売されるものです。本ソフトウェア使用者および本ソフトウェア管理者は本ソフトウェアの使用、品質および性能に関する全責任を負担するものとします。

以上